○東京都公安委員会告示第二百十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年六月二十三日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年六月二十日

東京都公安委員会委員長　渡邊　佳英

一　(一)　名称　稲川会

(二)　主たる事務所の所在地　東京都港区六本木七丁目八番四号

(三)　代表する者の氏名　辛　炳圭

(四)　代表する者の住所　神奈川県川崎市川崎区貝塚一丁目六番十二号榮ビル

(五)　指定番号　三〇一六―一（平成二十五年六月十七日東京都公安委員会告示第百九十九号により公示した指定番号三〇一三―一）

二　(一)　名称　住吉会

(二)　主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂六丁目四番二十一号

(三)　代表する者の氏名　西口茂男

(四)　代表する者の住所　東京都杉並区高円寺北三丁目三十六番十三号

(五)　指定番号　三〇一六―二（平成二十五年六月十七日東京都公安委員会告示第百九十九号により公示した指定番号三〇一三―二）

○福岡県公安委員会告示第百七十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年六月二十日

福岡県公安委員会委員長　杉　美奈子

一　名称　五代目工藤會

二　主たる事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区神岳一丁目一番十二号

三　代表する者の氏名　野村　悟

四　代表する者の住所　福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目十九番十五号

五　指定番号　九〇一六―一（平成二十五年六月二十日福岡県公安委員会告示第百六十二号により公示した指定番号九〇一三―一）

○沖縄県公安委員会告示第九十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年六月二十日

沖縄県公安委員会委員長　與儀　弘子

一　名称　旭琉會

二　主たる事務所の所在地　沖縄県沖縄市上地二丁目十四番十七号

三　代表する者の氏名　富永　清

四　代表する者の住所　沖縄県沖縄市上地二丁目十四番十八号

五　指定番号　九七一六―一（平成二十五年六月二十日沖縄県公安委員会告示第七十三号により公示した指定番号九七一三―一）

国会事項

衆議院

報告書受領

六月十四日内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員佐藤信二君が五月三日死去されたので、六月十五日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに商工委員長の要職につき　また再度国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等佐藤信二君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

参議院

答弁書受領

六月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川沙織提出就職氷河期世代の実態把握と雇用対策に関する質問に対する答弁書（第一四七号）

参議院議員吉川沙織提出第百九十回国会における内閣提出法律案の成立率等に関する質問に対する答弁書（第一四八号）

参議院議員松沢成文提出高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの改善・拡充に関する質問に対する答弁書（第一四九号）

参議院議員松沢成文提出Ｇマーク制度に関する質問に対する答弁書（第一五〇号）

参議院議員松沢成文提出長距離貨物輸送におけるモーダルシフトの推進に関する質問に対する答弁書（第一五一号）

参議院議員松沢成文提出道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに関する質問に対する答弁書（第一五二号）

参議院議員松沢成文提出トラック運輸産業におけるドライバーの長時間労働に関する質問に対する答弁書（第一五三号）

参議院議員松沢成文提出宅配便の配送料金表示に関する質問に対する答弁書（第一五四号）

参議院議員松沢成文提出日本郵便株式会社が行う貨物運送事業に対する優遇措置の是正に関する質問に対する答弁書（第一五五号）

参議院議員松沢成文提出宅配便を利用した特殊詐欺等への対策に関する質問に対する答弁書（第一五六号）

参議院議員前川清成提出難民申請者の強制送還に関する質問に対する答弁書（第一五七号）

参議院議員牧山ひろえ提出在外選挙人名簿登録者数の増加施策に関する質問に対する答弁書（第一五八号）

参議院議員牧山ひろえ提出海外における投票環境の整備に関する質問に対する答弁書（第一五九号）

参議院議員荒井広幸提出大麻草の医療研究および使用に関する再質問に対する答弁書（第一六〇号）

参議院議員水野賢一提出温室効果ガスの排出削減に関する質問に対する答弁書（第一六一号）

報告書受領

六月十日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

また、六月十四日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

人事異動

財務省

（金融庁総務企画局参事官）内閣府事務官　渡部　康人

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

（大臣官房信用機構課機構業務室長）財務事務官　和佐　健介

農林水産省に出向させる

（独立行政法人国際交流基金上級審議役）沖部　望

（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部特別参与）栗原　一福

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（各通）（以上六月十六日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

金融庁長官　森　信親